

静岡県告示第816号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条及び第9条第8項の規定に基づき、掛川市において平成20年3月28日付け県公報第1971号告示第320号及び平成21年2月27日付け県公報第2065号告示第167号により指定した土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を解除する。

令和2年12月11日

静岡県知事 川勝平太

1 区域の名称

伊達方諏訪土砂災害警戒区域 伊達方諏訪土砂災害特別警戒区域

倉真片山A土砂災害警戒区域 倉真片山A土砂災害特別警戒区域

倉真三子島A土砂災害警戒区域 倉真三子島A土砂災害特別警戒区域

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

=====

静岡県告示第817号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定に基づき、掛川市において次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定する。

令和2年12月11日

静岡県知事 川勝平太

1 区域の名称

伊達方諏訪土砂災害警戒区域 伊達方諏訪土砂災害特別警戒区域

倉真片山A土砂災害警戒区域 倉真片山A土砂災害特別警戒区域

倉真三子島A土砂災害警戒区域 倉真三子島A土砂災害特別警戒区域

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 区域の表示

次の図のとおり

4 土砂災害特別警戒区域に係る当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項

次の図のとおり

（「次の図」は省略し、その図面を静岡県交通基盤部河川砂防局、静岡県袋井土木事務所及び掛川市役所に備え置いて縦覧に供する。）